

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、清掃業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、同社ホテルC店において、使用済みリネンの保管場所でリネンの片付け作業に従事していたところ、別の従業員が誤って落としたりリネンのかたまりが首に直撃し負傷した。

請求人はD医療機関に搬送され、「頸椎捻挫、第6頸椎骨折、頸椎損傷の疑い」等と診断された後、転医先のE医療機関において「頸椎椎体骨折」と診断され、療養の結果、○年○月○日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第1 2級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は障害等級表上のせき柱の変形障害及び運動障害並びに神経系統の機能又は精神の障害に該当すると主張するので、以下検討する。

ア せき柱の変形障害について

F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸部X P画像等の画像所見から、C6椎体骨折が認められるが変形はなく、骨癒合は良好である。」としている。

当審査会としても、請求人の主張をもとに診療録及び画像所見等の医学的資料を精査したところ、せき椎の圧迫骨折は認められず、かつ、C6椎体骨折は骨癒合良好であり、せき椎固定術及び椎弓形成術が施行されていないことから、F医師の意見は妥当であり、決定書理由(略)に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級のせき柱の変形障害に該当しないものと判断する。

イ せき柱の運動障害について

F医師は、上記意見書において、頸椎のROM(可動域)制限があると所見している。

しかしながら、請求人のX線写真等には、前述のとおり、せき椎圧迫骨折等の残存又はせき椎固定術の施行は認められず、後背部軟部組織の器質的な変化も認められないことから、疼痛による可動域制限と考えられ、運動障害に該当しないと判断する。

ウ 神経系統の機能又は精神の障害について

(ア) 請求人は、頸髄損傷を原因として、右第2指、第3指及び第4指及び右側足底に知覚障害及び巧緻性障害があると主張している。

しかしながら、F医師は、上記意見書において、要旨、「上肢及び下肢の左右の筋力はいずれも5、反射についても上肢及び下肢の左右ともに正常」と述べている。一方、「請求人の『右手第2指、第3指及び第4指のしびれがあり、箸が使いにくい。右足関節、足底のしびれがある。右足底の痛みがある。立位が厭である。』という自訴及び右手第2指、第3指及び第4指の知覚が6～7／10、右足底の知覚が5～6／10に制限されていることなどから、請求人に残存する障害は、障害等級第12級の12に該当する。」と述べている。

(イ) 当審査会としても、診療録及び画像所見等の医学的資料を精査したところ、F医師の意見は妥当であり、決定書理由(略)に説示するとおり、請求人に残存する障害は、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」であり、障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

エ 上記ア～ウを踏まえると、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超えるものとは認められないものと判断する。

(2) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。